

【周知依頼】労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービスを介した新規化学物質製造・輸入届及び少量新規化学物質の製造又は輸入に係る確認申請の受付について

標記の件につきまして、この度、労働安全衛生法第 57 条の 4 に基づく新規化学物質製造・輸入届及び少量新規化学物質の製造又は輸入に係る確認申請について、令和 7 年 9 月 29 日から「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」による届出及び申請が可能となりました。

なお、新規化学物質の製造・輸入に直接のご関係がない団体様にも広く情報を共有させていただいております。

つきましては、内容をご確認のうえ、適宜、傘下の会員事業場等にご周知いただけますようお願い申し上げます。

お忙しいところ恐縮でございますが、何卒よろしく申し上げます。

厚生労働省 労働基準局安全衛生部
化学物質対策課 化学物質評価室
TEL（代表）：03-5253-1111（内線 5512）
FAX：03-3502-1598
